

2024 御殿場夏まつり歩行者天国 届出要項

今年から大きく変わります!

- ①歩行者天国規制区間内で販売行為(金銭の授受が発生)を行う方は
従事者名簿+身分証明書(写し *全員分)の提出が必要となりました。
- ②規制区間内にて営業する事業者が自社店舗前でも販売する場合も申請が必要です。
- ③最終の申請先が商工会に変更になります。

1. 申込受付期間 **6月3日(月) ~ 6月28日(金) 必着**

申込先 **出店者 → 地域責任者(様式 1-1・様式 2-1「9」署名のみ) → 出店者 → 商工会(窓口)**

- ①本年より地域責任者へ提出していた書類を出店者の方が直接商工会へご申請ください。
- ②支部長や商店会等の責任者は各営業日のみ対応しますので事前にお電話等で調整ください。(別紙参照)
- ③商工会の受付時間：平日 9:00 ~ 11:30 ・ 13:00 ~ 16:00
- ④書類のチェックに時間を要しますので、時間に余裕をもってご来館ください。

2. 申込書類

- ①金銭の授受が発生する出店者と発生しない出店者(主としてバンド演奏など成果を披露するもの)で申請書類が変わりますので、よく確認いただきご提出ください。
- ②実行委員会が必要と認める場合、追加で書類を提出いただく場合があります。予めご了承ください。

★金銭の授受が発生する事業者

- ①実施届出書(様式 1-1) ・ ②誓約書(様式 1-2) ・ ③露店等配置図届出書(様式 3) ・ ④従事者名簿(様式 4)
- ⑤従事者の身分証明書添付台紙(様式 5) ・ ⑥飲食店営業(露店等)許可(写し) *飲食業者のみ

*身分証明書の写しは顔写真付きで両面コピーしてご提出ください。

例) 運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 顔写真 + 公的証明書

★金銭の授受が発生しない出展者(主としてバンド演奏など成果を披露するもの)

- ①実施届出書(様式 2-1) ・ ②誓約書(様式 2-2) ・ ③露店等配置図届出書(様式 3)

3. 出店者事前説明会について

①以下の日時で合計3回開催しますのでいずれかの日時に1回必ずご参加ください。

②出店者事前説明会に出席しない場合出店許可証をお渡ししません。

開催日時

- i) 7月19日(金) 14:00~ 御殿場市民会館 2階 和室
- ii) 7月19日(金) 19:00~ 御殿場市民会館 3階 第7会議室
- iii) 7月22日(月) 14:00~ 御殿場市民会館 3階 第7会議室

4. 実施日時と区間

①日時 ⇒ **8月3日(土) ・ 8月4日(日) 17:00 ~ 20:30** (催事や販売終了時間)

②区間 ⇒ 8月3日(土) 県道沼津小山線 市役所北交差点 ~ 杉原交差点
8月4日(日) 県道沼津小山線 湯沢交差点 ~ 森之腰(米山モーターズ)交差点

5. 申込資格

①土地の所有者の許可を得て、且つ必要な各種許認可を所持し原則として業として営んでいる方

②静岡県暴力団排除条例に定める団体と関係のない(以下に該当しない)方

暴力団 ・ 暴力団員 ・ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 ・ 暴力団関係企業
暴力団と密接な関係を有する者 ・ 暴力団等反社会的勢力に利益を供与する者

6. 申込時点の注意

- ①法律、条例等の法規命令または公序良俗に反するような内容での出店はできません。
- ②出店場所は、出店者の責任において所有者と協議のうえ、借用してください。(主催者にて出店場所の斡旋はしません)
- ③歩行者天国規制区内に営業している事業者が自社店舗前で販売等を行う場合も必ず申請ください。
- ④歩車道は原則出店できません。歩道に出店する場合は別紙「私有地以外の道路上の出店について」をご確認ください。
- ⑤出店場所、販売品目、価格等の調整等は、実行委員会では一切いたしません。
- ⑥1店舗につき、1部ずつ届出を提出して下さい。1つの届出で複数店舗の出店は認めません。
- ⑦発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、消火器の設置箇所を記載してください。
- ⑧Xじ引きなどは政令・条例違反になる場合があるため、確認した上で、お申込みください。
- ⑨届出書は消防本部・保健所などの関係機関に提出する場合があります。県警には届出書等を提出いたします。
- ⑩静岡県警の指導にて今年より暴力団等の反社会的勢力との関係調査のため、金銭の授受が発生する出店者に
おきましては、代表者及び当日出店で従事予定者(使用人)全員分の身分証明書等も一緒にご提出ください。
- ⑪県警による調査や書類不備(身分証明書の提出拒否)によって出店不可になる可能性もあります。

7. 飲食露店出店に関して

- ①静岡県内一円の飲食店営業許可(露店)が必要な業種の方は、許可証のコピーを添付してください。
飲食店営業許可(露店)が必要か不明な場合は、御殿場保健所衛生薬務課(0550-82-1223)へ確認してください。
- ②食中毒等の損害を担保するため、飲食露店出店者は原則、損害保険に加入してください。

8. 当日出店について(違反が確認された場合は、次回以降の出店等を認められない場合があります)

- ①歩行者天国の販売・催事・音出しの実施届出時間は17:00~20:30です。
21:00の交通規制解除時には歩道・車道の通行の妨げにならないようご対応ください。
- ②実行委員会が当日、出店届出済証の有無を確認巡回します。出店届出済証を必ず見える位置に掲示してください。
県警が代表者や従事者の確認に巡回します。身分証明書の呈示が求められることもありますので、予めご了承ください。
販売等で多忙のところ恐れ入りますが、ご協力ください。
- ③土地所有者へ迷惑をかけないよう地面を養生し、終了後に周辺の清掃を実施。ごみは各自でお持ち帰り、処理ください。
- ④飲食スペース、テーブル等を設置する際は、交通の妨げ(道路にはみださない等)にならないように徹底してください。
- ⑤パレード通過中、パレードの進行がスムーズに行えるよう来場者の誘導にご協力ください。
- ⑥発電機や調理器具等の対象火気器具等を使用する場合は、消火器を携帯してください。
- ⑦新型コロナウイルス感染症対策等は自己判断でご対応ください。
- ⑧器物破損等により所有者に損害賠償が発生した場合など、実行委員会本部にも報告してください。
- ⑨事件、事故その他危険行為等を発見した場合は、実行委員会本部へ報告してください。
- ⑩緊急時は、実行委員会の指示に従い来場者の安全確保にご協力ください。

9. 当日の音出しイベント等に関して

- ①音出ししているパレード団体が通過中は、音が被らないようご配慮ください。
- ②演奏中は、観客が道路上に出ないように、注意喚起をしてください。
- ③近隣住民の方の生活もありますので、音出しが長く続きすぎないように演奏時間や間隔を調整ください。

10. 雨天の対応

- ①原則実施しますが豪雨など危険であると実行委員長が判断した場合は中止します。
両日とも15:30に協議を開始し、中止の場合は同報無線や当会 X(旧 Twitter)等でお知らせします。
- ②小雨等で実施の場合、出店の判断は出店者に委ねます。機材等の故障等については出店者の責任でご対応ください。

商工会ホームページ



問合せ先：御殿場夏まつり歩行者天国実行委員会 事務局
御殿場市商工会 御殿場市萩原515
TEL:0550-83-8822 FAX:84-0605